

Andre Gunder Frank

Edited and Introduced by Robert A. Denmark

ReOrienting the 19th Century

Global Economy in the Continuing Asian Age

Boulder, Paradigm Publishers, 2014, xiii+352 pp.,

ISBN978-1-612051246

19世紀はどのような時代だったのだろうか。植民地主義の衝撃とは？産業革命の意義とは？アジアは衰退したのか？19世紀に関するこのような様々な疑問が本書では批判的に検討されている。前作 (*Reorient: Global Economy in the Asian Age*, University of California Press, 1998 [山下範久訳『リオリエント——アジア時代のグローバル・エコノミー』藤原書店、2000年]) では18世紀を議論したが、本作はその19世紀版とも言えるものである。著者は19世紀に対する従来の認識が西洋中心的で、その分析方法も国など小さな単位を中心としていることを批判する。非ヨーロッパ世界の動きも含めて19世紀という時代の形成を分析し、さらに各地域・国はそもそも単一の世界に存在しているのだから世界全体の分析を前提とし、その上で部分の分析をするべきだとしている。本書は、19世紀の東西の「大分岐 (the Great Divergence)」がいつ、どのように引き起こされ、どのような事態になったのか、そうしたグローバルな視点から従来の認識を批判的に検討しつつ新たな世界像を描いたものである。

まず第1章 “Debunk Mythology, ReOrient Reality” では近年の研究を検討しつつ、それによって従来の認識を批判している。本章では様々な「神話」を再考しているが、著者の主な主張は以下になるだろう。(1) 19世紀半ばでも「西」と「東」の格差は明確でなく、「大分岐」は19世紀後半、特に第4四半期に注目すべきである。(2) 18世紀後半に始まった繊維産業を中心とする第1次産業革命より19世紀第4四半期に始まった、重化学工業を中心とする第2次産業革命の方が重要である。(3) イギリスの経済力で重要なのは繊維産業ではなく造船業と海運である。(4) 19世紀

において各国政府による経済干渉は重要な役割を果たした。(5) 19世紀のアメリカ合衆国の経済成長も、当時の世界経済の恩恵によるところが大きい。結論として著者は、西洋中心史観を排してグローバルな視点を導入することは必須であり、多角的な世界システムの中で各国がどのような位置を占めていたかに注目する必要があるという。

第2章は “Continuity and Transformation: A Bibliographical Introduction” となっており、先行研究を取り上げそれぞれについて批評していくと同時に著者自身の考えも示している。著者が他の研究と比較して特に強調するのは、(1) 東西の大分岐は19世紀の第4四半期に起きている。(2) 世界を分析するには世界が単一の世界であることを前提としなければならない、さらにヨーロッパ中心史観を排除しなければならない、という2点である。この章にて著者はイギリスの影響に触れているが、イギリスの最も重要な「輸出品」は自由貿易主義であったという。自由貿易主義は他の国の保護主義的な政策の実効力を低減させるもので、それはイギリスの工業力の結果というよりはむしろ、不平等な貿易や条約を世界の国々に押し付けるイギリス政府の力によるものであった。

第3章 “Worldwide Continuity More Than Change: 1750s-1810s” では18世紀後半の「東」を、いくつかの部分に分けながら概観している。ここで検討しているのは19世紀に入るまでに既に「東」が衰退しつつあったとする認識である。結論として著者は、全体として18世紀後半は人口が増加し経済的にも衰退せずむしろ発展する傾向にあったとしている。ここでも「強大な西洋社会」というイメージに対する反論を試みている。

第4章 “Triangles for Capital Accumulation and Entropy Dissipation” では、19世紀前半における世界の経済構造を、いわゆる「三角貿易」を中心に分析し、一部を除いて、1810年代から少なくとも世紀半ばまで本質的な変化が見られなかったことを主張する。その本質的な部分とは、イギリスが世界貿易構造の中で恒常的な輸入超過にあり、有利な位置を占めていたことを指す。この時期の変化について、細かく挙げると(1) インドのヨー

ロップに対する輸入超過、(2) 中国の銀輸入大国としての地位の喪失、(3) アメリカ合衆国の多角的貿易への参加と比較的優位な位置の獲得、の3つが挙げられるだろう。前の二者は後の「大分岐」に繋がる問題であり、(3) はアメリカ合衆国の台頭に関係する話である。

第5章 “Late-Nineteenth-Century Triangles” では、主に19世紀第3四半期の移民とその影響に注目し、著者の主張に関わる工業国と低開発国の関係についての理論に触れている。著者は、ヨーロッパから北アメリカへの移民は双方の経済発展を促したが、逆に低開発国への移民は経済発展を促さなかったとする。低開発国への移民は鉱山やプランテーションの労働力として利用され、そこで生産されたものは低開発国の工業化ではなく既に工業化しつつある別の国で活用されたからである。

第6章 “Regional Continuity and Some Transitions: 1810s-1870s” では、1870年代までの世界経済について、地域ごとにその経過を分析し、この時期に東西の差があったかを検討している。著者は様々な議論を踏まえつつ、第1次産業革命以来の19世紀前半の経済発展が過大評価されていたこと、欧米で所得が上昇しインドや中国で所得が減少していたとしても「西」が繁栄し「東」が衰退したこと、証左にはならないことなどを指摘し、結論として少なくとも19世紀の半ばまで東西に決定的な分岐は訪れていなかったとしている。

第7章 “Imperialism of Free Trade and Colonialism: 1870-1913” は本書の中で最も重要である。というのは、本章で著者は大分岐に関する主張を展開しているからである。詳細は後述するが、著者は、当時の世界のネットワークによってどのような人やモノが、どのように移動し、どのような結果をもたらしたのか、移民や貿易、金融ネットワークなど様々なレベルで分析している。また、そうしたネットワークがどのように形成され支えられていたのかを示し、そしてこうしたネットワークを媒体として大分岐をもたらすこととなった1870年代の価格変動について、エルニーニョ現象なども交えて説明している。ただし、本書の特徴の一つであるエントロピーに関する節は未完となって

おり、この点で最も重要なはずの第7章も未完となってしまうているが、しかしエントロピー以外の部分はよく分析されており、第7章は全体として十分に議論が成り立っていると言えるだろう。

第8章 “Regional Divisions of Costs and Benefits: 1870s-1914” は未完の章であり、筆者の意図は明確でない。ここでは中国、東南アジア、アフリカ、アメリカ合衆国、イギリス、それぞれについて、19世紀後半という時代を見ている。前の3地域については現地社会の継続性と自主性を強調し、アメリカ合衆国についてはその発展の過程と背景を分析し、イギリスについてもその繁栄の原動力が何であったのかを議論している。著者は本章にて、第7章で理論的分析を行った1870年代から1914年という時期について、議論しきれなかった各地域の経過と独自性について改めて検討しようとしたのだと思われる。

第9章 “A Prelude to a Conclusion” は著者フランクではなく、本書の編者デンマークが19世紀という時代についての著者の考えを代弁して要約する。編者によればフランクは結論にあたると思われる記述を5行だけ遺している。それは著者の主な論点を綴ったもので、すなわち (1) The Whole Is More Than the Sum of Its Parts; (2) Timing Is of the Essence; (3) Bringing the State Back In; (4) The Use of Military Power; (5) The Dissipation of Entropy の5つである。編者はこれらの内 (1)、(3)、(5) の3つについて補足し、さらに帝国主義など著者のその他の議論について触れている⁽¹⁾。

第10章 “ReOrienting the Twentieth Century” はタイトルの通り20世紀版の “ReOrient” に関する記述で、フランク自身も実際に書くことはないと考えていたようだが、時期尚早かもしれないと思いつつ、あえて20世紀に関する自らの考えを簡潔に述べている。

以上本書の構成と各章の概要を述べてきた。まず、著者は1870年までの世界について、東西の間の格差は決定的ではなかったとする。したがって、「大分岐」とよばれるような「東西」の決定的な差の形成は1850年代以前ではなく、それ以降、おそらく19世紀の第4四半期にあったと考

えているが、「大分岐」の結果現れる「東西の格差」とは具体的にはどのようなものなのか。これは本書の中核となる論点であり、何より重要なのは世界経済を覆うネットワークの中で各地域、国がどのような位置を占めていたかという問題である。その位置とは、様々な財がどれだけ集積されるか、端的には商品貿易において輸入超過か輸出超過かということに表れる。語の頭を大文字にして固有名詞のように使っているわけではないが、著者が当時の貿易ネットワークに常に冠する言葉で“im/balnce”という表現がある。著者の意図を考慮して、ここでは「不均衡の均衡」「不均衡均衡」と訳すこととする。商品取引の機能が世界の財を分配し偏りをなくすことだとすれば、本来商品貿易とは最終的に収支が釣り合っているべきであり、ある財を獲得すればそれに相応するだけの財を抛出しなければならない。しかし19世紀後半においては西が恒常的な輸入超過にあり、逆にそれ以外の地域は輸出超過であった。つまり当時の世界経済においては貿易ネットワークを通して財の偏りがむしろ促進されたのだが、この「不均衡」な分配システムはむしろ「均衡」、つまり安定していた。著者は貿易ネットワークによるこうした西への財の偏りこそが「東西の格差」であると主張するのである。ではこのような不均衡均衡ネットワークはどのように「均衡」したのだろうか。それは貿易以外のネットワーク、すなわち金融やサービスのネットワークによるもので、収支の上では貿易外収支に表れるが、これは西が恒常的な黒字で、逆に東は赤字であった。貿易収支の不均衡により生じた金銭的な不均衡をこの貿易外収支によって清算していたのである⁽²⁾。これらの議論から導き出されるのは以下のような動きである。ネットワークの分配機能によりまず生産要素とされる資源や資本が「西」に偏り、これによって国内での生産力に格差が生まれた。さらに既に偏りのある生産物もさらに再分配され「西」に集積されることとなった。「東」はそもそも生産手段に限りがあり、そうした限られた生産手段から獲得された生産物も、貿易外支払のために輸出しなければならなかったのである。こうしたネット

ワーク構造の中で著者が特に重視するのがイギリスとインドの関係である。インドは世界屈指の輸出黒字国であったが、その貿易黒字をイギリスはインドからの貿易外収益と貿易黒字の両方で間接的に獲得していた。インドはイギリスに対し莫大な金銭的利益を提供することで、イギリスの輸入超過構造に弾力性を与え、さらに資本輸出国としての地位を支えていたのである⁽³⁾。ネットワークの分配構造にはその「位置」によって階層構造が見られ、上層にはイギリスをはじめ西ヨーロッパが位置し、底辺には低開発国が位置していた。「大分岐」によってもたらされる「東西の格差」とはネットワーク上での再分配構造に見られる偏りであり、そこに見られる階層的な差だったのである。

このようなネットワークはどのように形成されたのか。著者によればネットワーク自体は18世紀の三角貿易など旧来のネットワークが発展したものだが、これを自らに有利に働くよう変化させたのが自由貿易帝国主義(imperialism of free trade)と植民地主義である。西の諸国はこれらの対外政策に基づいて何らかの手段によって海外の経済に干渉し、自国に有利な不均衡均衡ネットワークを編成した。逆に、植民地化を免れたかあるいは一定の自治権を獲得した地域は、保護政策などにより自国のネットワーク上における地位を上昇させることに成功した。また、このネットワークの運営自体も西洋、特にイギリスによってなされていた。当時の海運業でイギリスは圧倒的なシェアを誇っており、また、金融ネットワークもイギリスのシティを中心に形成・運営され、これらネットワークの運営からイギリスは莫大なサービス収益を獲得していた。イギリスを頂点とする世界の不均衡均衡ネットワークは、このようにヨーロッパの自由貿易帝国主義や植民地主義によって編成・運営され、そこから上がる利益によって不均衡はさらに拡大していったのである。また、19世紀に大規模に見られた人の移動もこの時代のネットワーク形成とその変質に大きく関わっており、それは場合によっては、人を送り出した地域あるいは受け入れた地域の地位を上昇させ、また別の場合には低開発を促すこととなりその地域の

地位を低下させた。

では著者はなぜ「大分岐」の時期を19世紀の第4四半期としたのか。注目すべきは、この時期に起きた全般的な物価の低下である。低開発国は物価が下がった分、より多くの資源を消費して商品を生産・輸出しなければならず、一方で工業化を進めようとしても工業製品の価格も低下しているので経営がより難しくなった。さらに国際的な銀価格の低下は、主に「東」に属する銀本位制を採用している国々と、「西」に属する金本位制を採用する国々の間に大きな格差を生んだ。このように、19世紀の第4四半期に起きた全般的な物価の低下は「西」より「東」にとってより一層交易条件を悪化させ、工業化による経済開発を阻害して低開発を促進し、「西」と「東」の差を決定的なものとしたのである。

著者が提唱するもう一つの理論として、エントロピーがある。エントロピーとは、著者によれば「自身の行動に伴う費用、支出」であるが、このエントロピーもまた、当時のネットワークに沿って移転されていた。エントロピーについて集中的に議論している節は未完なので著者の議論を直接ここで紹介することはできないが、不均衡均衡ネットワークの上層、つまり「西」で発生したエントロピーは何らかの形でネットワークの下層、つまり「東」に移転していた。これを著者は「エントロピーの散逸構造」と呼んでいる。散逸のプロセスは政治的なものもあれば経済的なものもあり、様々な形態で見られるが、このようなエントロピーの散逸構造とそれによる偏りもまた、「東」と「西」に格差をもたらしていたのである。

最後に、いくつかの批評を加えたい。本書の特徴はその分析対象の大きさである。中心は19世紀後半であるが、その前提として18世紀までの時代も検討しており、さらに後に続く時代としての20世紀も視野に入れている。地理的には全世界を網羅しかつそれらを各個に見るのではなく、一元的に分析し構成しようとしている。本書で最も評価すべきはまさしくこの点だろう。著者は世界が一つであることを幾度となく強調し、実際に当時の世界を一元的に分析し、そうした大枠を

示した上で初めて各地域・国家の分析に入り、それらが大枠の中に位置づけた。これによって異なるピースの寄せ集めの19世紀世界ではなく、単一で地続きの19世紀像が描かれることとなった。

また、筆者の「大分岐」に関する議論の中でネットワークとそれによる分配構造に着目した点も評価されるべきだろう。近年の研究でイギリスの輸入超過構造や産業革命の限定的な意義については指摘されていたが、本書はそれらの問題を見事に一定の理論の中に組み込んで説明し、ネットワークによる分配構造の問題という新たな視点を提起している。

しかし批判すべき点もある。著者は「大分岐」の時期として19世紀の第4四半期を重視しているが、その論拠が不十分であるように思われる。東西の格差を広げる動きが19世紀第4四半期に起きたという議論自体はわかるが、しかしそれだけではそれ以前に「大分岐」がなかった証明にはならない。著者はそれ以前に「大分岐」がなかった論拠として、東西を比較すると決定的な差が見当たらないことを指摘しているが、ネットワーク構造の中における地位についてではなく各地域経済のレベルで議論をしており、この点で議論のレベルに相違がある。19世紀に「大分岐」をもたらしたようないくつかの事象について、それ以前に同様の事象があったかを確認し、それを改めてグローバルなネットワークの上で議論する必要があるだろう。

また、エントロピーに関する議論も全く不十分である。著者はエントロピーという概念を用いて歴史研究に新たな視点を提供しようとしていると思われるが、エントロピーという難解な概念をわざわざ使う必要があるのかという点には疑問が残る。著者はエントロピーについて何度も言及し、この概念を重要視していたと思われる。他方でその概念に関する記述が未完成でも本書は一定の完成度を示しており、エントロピー論が必要不可欠というわけでもない。エントロピーという歴史研究にとっては比較的新しい概念を大々的に取り入れようとしたという点は挑戦的で評価できるが、未完の問題提起に留まってしまったのは

残念である。

以上、本書の内容の紹介と批評を述べて来た。本書は19世紀という時代について真にグローバルな分析を行っており、19世紀という時代に限らずあらゆる時代の世界像を考える上で大変刺激的である。しかし、それだけに著者の死により、この研究がいくつかの点で未完に終わってしまっている点が惜まれる。内容が非常に壮大でかつ興味深い素晴らしい著作であるだけに、未完の部分が目立ってしまい、語弊があるが中途半端な観がある。エントロピーなど決定的な議論が未完成で終わっていることを考えると、本書の内容を直接的に先行研究として利用するには問題があるように思われる。本書には膨大かつ詳細な文献リストが載っているのでそちらを利用すべきだろう。最後に不満を述べたが、本書はヨーロッパ中心史観や国民国家史観を相対化してグローバルな世界史像を構築する上で不可欠の著書である。不満も残るかもしれないがそれ以上に多くの示唆と新たな展望を得られるので、是非一読して頂きたいと思う。

註

(1) 編者による本書についての議論としては編者の別論文 (A. Robert Denmark, "Reorient the Nineteenth Century: Andre Gunder Frank's unfinished manuscript," in Patrick Manning and Barry K. Gills, eds., *Andre Gunder Frank and global development: visions, remembrances, and explorations*, Routledge, 2011) も参照。

(2) 貿易外収支の重要性について著者は特にケイン (P. J. Cain) とホプキンス (A. G. Hopkins) の研究 (*British Imperialism: Innovation and Expansion 1688-1914*, Longman, 1993 [秋田茂、竹内幸雄訳『ジェントルマン資本主義の帝国 I』名古屋大学出版会、1997年]) を重視している。

(3) このようなインドの特殊な地位について著者は特にソウル (S. B. Saul) の著作 (*Studies in British Overseas Trade 1870-1914*, Liverpool University Press, 1960 [久保田英夫訳『イギリス海外貿易の研究 1870-1914』文眞堂、1980年]) に注目し引用 (原著 pp. 62-63、訳書 86-87 頁) している。

(檜垣 翔)

ジョン・トーピー著

藤川隆男・酒井一臣・津田博司訳

『歴史的賠償と「記憶」の解剖

ホロコースト・日系人強制収容・奴隷制・アパルトヘイト』

法政大学出版局、2013年11月刊、四六判、

xv+318頁、3700円+税、ISBN978-4-588-60333-4

本書の原題 *Making Whole What Has Been Smashed: On Reparation Politics* にある「賠償政治 (Reparation Politics)」とは、損害を訴え修復に見合う謝罪を形として求める一般的な賠償と、政治の結びつきについてというニュアンスであろう。本書は、この結合現象がはらむ、社会の際限のない細分化につながりかねない現代の多文化主義の問題をあぶり出している。ジョン・トーピーといえば、『パスポートの発明——監視・シティズンシップ・国家』(法政大学出版局、2008年)の刊行以来、ユニークなテーマで国際政治学とアイデンティティ政治を論じる歴史家として記憶されている。

翻訳者の一人である藤川隆男氏は歴史学と国際政治学にまたがるトーピーの関心を考慮し、原題にはない「記憶の解剖」という訳をつけ加えたことが想像される。記憶の解剖という言葉には、賠償政治がいかなる歴史的背景のもとに生まれ、なぜ賠償が歴史への帰属主義という問題を持つのかを問うという本書の意図が表現されているのである。本書では現代の多文化主義社会の特徴として、歴史と賠償という言葉の間で「過去の修正」というねじれた時系列的発想が生まれた歴史的背景が論じられている。以下、本書の内容を紹介したうえで、評者のコメントを加えたい。

本書は、第二次世界大戦終了後から20世紀末までに賠償活動が「政治的行為」として活発化した現象を、冷戦体制の終焉という歴史的背景から説明する。「過去を修正する」ことを主張する現代の賠償活動は、なぜこれほどにも「進歩的未來に通じる新啓蒙主義」的行為として説得力を持つようになったのか。「近年の賠償活動は、失われ

た未来像を獲得する手段の『代用物』である。」このような議論を展開するために、本書は訴訟の是非をめぐる昨今の議論そのものを鳥瞰的に眺め、賠償活動に見られる「過去を通じて未来を獲得する」という目的と方法には、いかなる功罪があるのかを吟味している。

20世紀末までに「過去の不正に対する関心」が高揚し賠償活動が活発化した背景として、著者はある種の新しい国際政治が戦後に生まれたことを指摘する。ホロコースト被害をめぐる訴訟から始まる現代の賠償政治とはつまり、個人やマイノリティが国家や企業を訴えるという、新しいスタイルの政治活動となったのである。これらの訴訟が注目を受けたことにより、それまでの戦後賠償とは異なる謝罪の意義が、非人道的な過去の不正を訴える際の指標として、次第に市民社会に浸透していった。さらに賠償活動が1990年代末にピークを迎えた背景には、冷戦の崩壊によって失われた未来像に代わり、「過去を修正する」ことで、何らかの進歩的未来が獲得される、という魅力的な主張があったというのである。

しかしここでトーパーは、近年国境を超えるまでになったこれらの賠償活動には、「普遍的公正さ」のレトリックとは裏腹に、想像の共同体を強化する、という逆説的な効果がある、と主張する。そのためトーパーはこのような批判的観点から、賠償活動の4つの事例を比較しつつ、アメリカ合衆国出身の活動家が媒介となった北米と南部アフリカ地域をまたぐ賠償活動の関係を洗い出そうとした。これらの作業を通じてトーパーは、賠償活動によって未来を獲得しようとするならば、常にその目的と手段は適切なものか否かが吟味されなければならない、という結論にいたる。とくに賠償活動は、だれが原告として認められ、原告はだれを相手取ることができ、その歴史的根拠をいつの時点まで遡ることができるのか、という問題をはらんでいるからである。

トーパーはこれらの問題をめぐる4つの事例において、戦後から冷戦崩壊後という時期に、賠償政治を先導する「記憶の企業家」（賠償活動を促進する運動家）や原告が、いかに賠償政治の国際

的波及にかかわり、どのような限界に直面しているかを論じる。各事例はまた、「象徴的賠償」（金銭的償いに二次的な意味しか見出されない賠償）と「反制度的賠償」（経済的損失が重視される賠償）の間の程度の差で位置づけられる。言い換えればこれら2種類の賠償の間には、紛争解決の延長に社会の共同性を目指すのか、あるいはマイノリティへの特定の補償の供与を求めるのかの違いがある。これら2つの極に、さらに「文化の破壊（土地の侵略や文化的遺産の略奪）」から「法的な破壊（個人の身体への攻撃、個人所有の不動産の奪取）」という区分を重ね合わせることで、原告が加害行為と主張する範囲や補償の目的にはばらつきがあることが示されている。

本書88頁の図2はこの分類方法をもとに、賠償政治の全体像をマトリックスにしたものである。まず読者は、第二次世界大戦によるマイノリティの迫害をめぐる賠償のすべてのケースが「法的破壊・象徴的賠償」の枠に納まっていることに気づかされる。一方で、後に述べる賠償の時効問題がかかわる奴隷制や植民地支配にかんする賠償では、不平等の是正を貫徹することが要求されるため、「法的破壊・反制度的賠償」に区分される。またルワンダ内戦やアパルトヘイトにおける賠償は、「平等の実現を伴う紛争解決」の性格を帯びるため、「ハイブリッドな賠償」としてその中間に位置づけられる。以下本書で挙げられる4つの事例は、マトリックスの中のこれら3つの性質のいずれかに分類されている。

それぞれの事例は、日系アメリカ人・カナダ人の強制収容をめぐる訴訟、アフリカ系アメリカ人の奴隷制による損害賠償、ならびに植民地期のナミビアにおけるヘレロ人殺戮の糾弾や、南アフリカ（以下南アとする）での真実和解委員会の活動と、白人住民に対する土地の返還要求を扱っている。日系アメリカ人の訴訟はユダヤ人のホロコースト被害の訴訟と同じく、一定の成功が評価されている印象を受ける。その一方、奴隷制や植民地支配には経済的損失と社会的不平等がかかわるといった性質があるため、アフリカ系アメリカ人とナミビア、南アの訴訟ケースでは、時効の問題がか

かわってくる。これらのケースは、現実に人種間の不平等が存在するにもかかわらず、賠償における歴史的根拠が本当に現在の貧困や低開発の原因たり得るのか、という議論を伴うからである。

ただし本書が吟味しているのは、むしろこれら周知となっている議論ではなく、その訴訟のどこに、原告が被告や傍聴者に対して自らの「損失・被害」を主張する説得力があったのか（あるいはなかったのか）という問題である。確かに賠償活動は、1990年代以降急速に普及したにもかかわらず、一方で根拠の信憑性や方法の適切さをめぐり不信感もあり、すべての傍聴者からの理解を得られているわけではない。トープーによれば、賠償とはむしろ、「草の根の運動」を通じた市民社会の総意が得られなくなった現在だからこそ生じた、マイノリティが「普遍的正しさ」を主張するための政治活動なのである。

その点、「国家が一部の市民に振ったかつての暴力」を訴えた日系人の賠償活動は、マイノリティへの不正の主張とは異なるため、アメリカ社会からの理解を得るべく綿密な戦略が立てられていたという評価が与えられている。同時に市民社会への参加者として、日系人の市民であるという自我も確認されるため、支配的社会への同化は必ずしも想像の共同体の強化と矛盾・対立するものではない。この事例にはアメリカ社会におけるマイノリティとしての同化戦略の成熟が見られ、日系人が9.11以降窮地に立たされたアラブ系アメリカ人の社会的立場への共感を呼びかけ、市民社会が持つ暴力的な排他性についての教訓を引き出すという成果にもつながっている。

対照的に、アフリカ系アメリカ人や南部アフリカ2地域の事例は、市民社会全体の利益や前進につながるマイノリティに対する賠償活動としては描かれていない。ナミビアの事例ではむしろ、現在までこの国に開発援助を提供してきた諸外国との関係を維持するため、ナミビア政府がヘレロ人原告集団の訴訟に歯止めをかけているという奇妙な関係が見られる。すなわち、植民地支配の歴史を糾弾する民族とアフリカ国家が対立するという点で、だれに補償を受ける権利が認められるのか、

という問題が浮き彫りにされている。

南アの賠償の事例は、先述の区分でいえば「平等の確保を伴う紛争解決」とされているものの、その要求の内部が実際には複雑に入り組んでいる。すなわち南アでは、民主化後の賠償はアパルトヘイトに向けられるべきか、加害者のみならず「受益者」にも向けられるべきか、あるいは「白人の優位（White Supremacy）」の責を奴隷制にまで遡るべきかをめぐり、議論が錯綜しているのである。これは南ア社会が反アパルトヘイト闘争の中で、「特殊植民地論」（脱植民地化を果たしながら、アパルトヘイト体制を支える白人優位の状況を植民地状態とする歴史観）という独特の植民地史認識を培ってきたという経緯があるためであろう。重ねて、賠償が民主政府による補償に読みかえられたことで、原告の求める反制度的賠償への補償は、行きづまりをも見せることになった。すなわち新政権の財政問題を抱えての補償の手際の悪さが、南ア国内における「賠償政治」をさらに活発化させる原因にもなっているのである。

トープーは南部アフリカの2地域では、「賠償」という言葉が、懲罰的意味合いを持つ償いを求める政治団体や、経済的資源の再配分に焦点を絞るべきであるという識者などにより、多様な解釈のもとで使われていることを指摘する。はたして反制度的賠償のもとでは、合衆国政府も南ア政府もいつまで、どの状態になるまで償いつづけなければならぬのか。この問いは本書をとおして共通する問題でもある。すなわち読者は、4つの事例がいずれも原告に焦点をあてて、目的や責任の範囲や問題点を考察しているため、被告にかんする洞察に欠けていることに気づかされる。政治と結びついた賠償活動において、被告である国家はこの新しい賠償政治をどのように位置づけるのだろうか。損なわれたもの（What Has Been Smashed）は、いつ、どのような状態のときに補われた（Made Whole）とみなされ得るのか。著者が主張する「未来を志向する賠償」では、原告と被告の双方にとってどのような着地点が考えられるのか。読者からは、これらの問いに対する何らかの答えが要求されるであろう。

本来、原告に対する不正が行われなかった可能性を想定することによって「過去を修正する」ということは、満たされ得ない願望である。そのためトーピーは、金銭的賠償とは、この実現不可能な要求を交渉可能な政治的次元にまで引き下ろし、支配的社會がマイノリティに対して不正を繰り返さないことと約束する、という和解の表明となるべきであるという。しかし現実には本書にもあるように、国家が行ってきた従来の謝罪は、「問題は金銭では解決されない」という原告の主張と衝突し、国家による一方的な紛争解決の宣言に陥りかねなかった。日系人への補償法でさえも評価が分かれるのは、金銭的賠償が持つはずの象徴的意味さえ否定し、単なる支払いとみなす解釈があるためである。そのため、新しい国際政治において「ゆるし」の表明が十分に具現化されていないことが窺われる。

トーピーが「ゆるしの制度」を賠償政治のなかでどのように位置づけるのかは、本書でははっきりとは言及されていない。一点だけ賠償政治における位置づけがみだされるとすれば、それは民主南アにおける真実和解委員会制度である。この制度については、キリスト教的な贖罪の表明を読み取ろうとする解釈もあり、改めて賠償との関係を整理しなおす必要がある。トーピーは、事例研究を南部アフリカ2地域の分析でしめくり、戦後賠償はこの10年間で沈静化する傾向にあると分析する。そのことはすなわち、これらの地域における賠償政治の活況が「償いの戦後政治の終わり」(傍点評者)を象徴することを示している。その一方、世界的に紛争解決の方法として導入されつつある真実委員会制度の目的や歴史的意義についてのもう1つの解釈があることも、指摘しておかなければならない。これはトーピーの立場とは異なり、南アにおける真実和解委員会の経験を不完全で実験的な試みと認めた上で、「和解による紛争解決制度の始まり」(傍点評者)とする解釈である。この立場から、真実和解制度が「真実を明らかにする公聴会」という性質をもち、法廷において普遍的正義を追及するという賠償の意図をあえて拒否する姿勢を、メディアを通じて社会的に

共有していることを指摘する研究者もいる。

トーピーは、真実和解委員会が不満を残し、かえって賠償政治を刺激することになったという見解を委員会メンバーへのインタビューから引き出している。移行期正義の制度の性質は現段階で、それぞれの紛争地域によってまちまちであり、南アではたしかに理想と現実の乖離が強く意識されることになった。そのためトーピーは「記念・記憶・歴史」という共同性の構築の課題を、移行期正義の「最終的な目標」として位置付ける。しかし紛争解決制度の始まりとして移行期正義を理解する研究者にとっては、多文化主義の宣言のもとでの共同性の構築こそが移行期正義の「出発点」として解釈される。民主化の名の下で共同性を「前提」としなければならぬ社会では、紛争中の遺恨から生まれる報復行為を抑制することが最優先とされる。それゆえ南アの民主化がもたらした多文化主義にかんしては、通常の(危機に瀕してはいない)社会における多文化主義とは別に考察が必要であるという意見もあるのではないだろうか。

トーピーもまた真実委員会制度が「半法的」範疇であると認めていることから、新しい国際政治が移行期正義の制度的裏づけを十分に可視化しているとは言い難い。賠償政治には「受益者もまた糾弾されるべきである」とする主張がある一方で、移行期正義には、「協力者もまた体制が生み出した被害者である」という配慮がある。それゆえ体制移行により正義が転倒した社会における「普遍的公正さ」とは何かを、インタビューの過程で記憶の企業家に問い返すということも著者にはできたかもしれない。

本来移行期正義における普遍的公正さとは何かという問いは、賠償政治の出発点であるホロコースト被害にかんする訴訟の時点ですでに浮上していた。本書が論じるように、これへの答えは第二次世界大戦の終戦と同時に生み出された冷戦期イデオロギーのもとで、ユートピア的未来像と結びついて自明のものとしてされていた。しかし冷戦崩壊とここ20年間の多文化主義の標榜によって、この問いへの関心は再び先鋭化した。しかも、今後過去に対する関心が収まることは想像しがたい。

このような状況の中で、個人が国家を訴えるという新しい国際政治が出現した。その一方で、当の賠償政治は迷走する様子を見せている。「来るべき未来像」にかんするトピーの洞察が言及されていない点も、かえって本書が論じてきた現代国際政治の状況を象徴しているといえよう。

一方、多文化主義社会がはらむ想像の共同体の強化という問題を論じる際、著者自身はマイノリティという言葉に絡めとられない強固な決意を示しており、アイデンティティ政治の研究者としての慎重な姿勢は見事といえる。日系人にかんする事例研究の中では、同化する日系人コミュニティという言葉を用いつつも、マイノリティ研究に携わる研究者が頻繁に使うコミュニティという言葉もまた、想像の共同体の産物であると認めているからである。アメリカ社会への同化の成功とは、支配的社会が賠償政治に対して意義づける「成果」という側面をも持つ。したがってトピーは、「コミュニティ」の中で記憶にとらわれない若い世代の間では、過去を修正することによる同化という効果は限定的であったという冷静な評価を下す。このことから、著者が多文化主義社会を論じることで研究者も想像の共同体を必要以上に強化しないよう注意を払っていることが読み取れる。そのため本書は、現代社会のアイデンティティ政治を研究する上で今後重要な参考書となると評価できよう。

なお本書の翻訳者の一人である藤川隆男氏は白人性研究の第一人者として知られ、『白人とは何か?』（刀水書房、2005年）、『人種差別の世界史』（刀水書房、2011年）等の編著書の中で、著者トピーと同じく市民権や人種問題を考察してきた。同氏は本書でいえば被告側に属する「白人概念」を観察するという立場をとってきており、本書の翻訳にあたっては賠償の原告側に焦点をあてたトピーとは異なる立場で、人種差別や市民権問題を見渡したのではなかろうか。

本書は、国際的な通念としての市民権概念の歴史的な形成を論じたトピーの前作『パスポートの発明』に続き、現在の賠償政治に見られる国家と個人との関係を明らかにしている。白人性をめぐ

る言説の比較史を提示することに携わってきた藤川氏にとって、支配的社会を訴える原告に焦点をあてた国際政治史の関係史を示した本書は、人種・市民権問題を世界史的に俯瞰しようとする翻訳者の関心に沿うものであっただろう。このような学術的関心は、ともすれば裁判官のような立場から原告と被告の主張の真偽をはかるという議論に陥る危険性をもはらんでいる。しかしきわめて繊細なテーマを扱うという点にかんするトピーの力量に対しては、翻訳者も『『すべき論』から距離を置いた学術書』という賞賛を送っている。それゆえに本書は、今後賠償政治が沈静化するであろうという見通しに立ちつつ、きわめて最近の政治現象を切り口に多文化主義の問題点を論じ、第二次世界戦後と冷戦後という2つの戦後史をつなぐ国際政治史をも提示したという意義をもつ。

最後に、本書はマイノリティによる賠償活動の増加を一方向的に断罪してはいない。むしろ著者は後ろ向きの未来志向ともとれる賠償の理念を、冷戦崩壊後に立ち現れた思想として受け入れた上で、賠償はあくまで未来を志向すべきである、と論じている。「未来を志向することとは、本来過去の不正によって築かれた人々との壁を取り壊し、人間には過去に受けた恒久的な傷から回復する能力があると示すことだ。」本書は繊細なテーマに対する絶妙なバランス感覚を示しながら、一方で上記のような力強いメッセージ性を有する優れた学術書として評価することができよう。

(宗村敦子)

小沢弘明・山本明代・秋山晋吾編 『つながりと権力の世界史』

彩流社、2014年2月刊、A5判、272頁、
3500円+税、ISBN978-4-7791-1988-0

「世界史から、世界史へ」。この印象的なフレーズを副題に冠した「総論」（小沢弘明、敬称略以下同）から始まる、『つながりと権力の世界史』（以下、本書）は、千葉大学大学院において南塚信吾に指導を受けた研究者たちが中心となって編ん

だ、南塚の法政大学退職記念論集である。「総論」は、南塚の近年の学問的関心に沿うような形で、現在に至るまでの日本における西洋史学と世界史の形成や展開について確認した後、本書全体の目的を、「近現代の日本が経験した「西洋史学」や「世界史」研究を批判的に継承しながら、新たな方向を模索する」(20頁)ことに設定している。本書はそれぞれ3章ずつから成る3つの部で構成されている。以下、各章の内容を紹介した上で、各部毎にコメントと論点を提示する。

第1部「交渉する権力」は、「権力」を「もろもろの人間集団の相互作用と国家権力との複雑な関係性においてとらえ」、「権力が作動する空間」である両者の交渉過程に焦点を当てている(20頁)。

第1章「近世国制とディアスポラ——18世紀トランシルヴァニアのカトリック・ブルガリア人」(秋山晋吾)は、18世紀にトランシルヴァニアに移住してきたカトリック・ブルガリア人共同体の足跡を辿ることを通じて、近世固有のディアスポラの問題を考察している。オスマン帝国とハプスブルク君主国の間の戦争により亡命を余儀なくされたカトリック・ブルガリア人たちは、18世紀初めにトランシルヴァニア侯からブルガリア・ナティオ(出自に基づく人間集団を示す語)として集団的に特権を付与された。しかし18世紀半ば頃を境に、彼らを外来集団として他から差異化させていたこの特権に対する疑念や攻撃が表面化していった。近現代のディアスポラにおいては、シティズンシップや人権概念に依拠した均質性・平等性・多様性が問題となっている。それに対して、個々の特権と全体としての国制の整合性が曖昧なまま残されることで多様性が維持されていた、近世の社团的社会においては、ディアスポラの問題は特権に基づく差異性を巡るものであったのである。

第2章「混じり合う王権と地域権力——18世紀フランスにおける国王裁判所の人的構成」(仲松優子)は、ヴィヴァレ地方の国王裁判所であるセネシャル裁判所の司法官の人的構成を分析することで、国王裁判所の拡充過程の中で見られる王

権と地域権力の関係を明らかにしている。従来の研究は、国王裁判所の拡充を「近代国家」の建設へ向かう中央集権化の過程と位置づけてきた。それに対して本章は、ヴィヴァレ地方のセネシャル裁判所の司法官の中に、親子関係や親族関係、中世以来の領主裁判権との連続性、そして制度的に見え対立しているかに見えるヴィヴァレ地方三部会との人的つながりが見られることを明らかにした。王権と地域権力を代表する各組織の立場は流動的であり、人的な相互乗り入れは頻繁に起こっていたのである。結論として本章は、権力構造の把握が王権と地域権力の二項対立の枠組みだけでは困難であること、王権と地域権力がともに利害を共有するシステムが作りだされていたことを強調している。

第3章「国家の経済政策と地方都市——17世紀後半のリヨン絹織物業ギルドと「コルベールの規則」の制定(1667年)」(鹿住大助)は、1667年にリヨンの絹織物業ギルドに対して発行された「コルベールの規則」を題材として、重商主義として知られるコルベルティスムを再考している。中央集権体制確立を目指すコルベールは、17世紀半ばの経済活動収縮を受け、地方産業の実情を把握しそれに関与することを試みた。それに対してリヨンの市当局は、絹織物の国際的競争力を上げるため、ギルド管理体制の構築を訴えた。市当局の提案に沿った形で制定された「コルベールの規則」によって、リヨンの絹織物業ギルドには、ギルド構成員の登録制度及び絹織物の品質管理体制が構築され、これらに市当局が積極的に関与し影響力を行使し得るようになった。コルベルティスムは国家から地方の産業現場への一方的介入ではなかった。むしろコルベールは、国家と産業現場の間に位置する地方都市当局という権力の存在を制度的に保証したのである。

第2部「近代国家のちから」では、国民国家を「ネーション・ステイトという静態から把握するのではなく」、「国民化し続ける国家(ナショナルライジング・ステイト)」という動態からとらえることが試みられている(21頁)。

第4章「総力戦下の国民化と体育——第一次世

界大戦期ハンガリーにおける兵士養成政策の成否」(姉川雄大)は、第一次世界大戦期のハンガリーにおける体育が、国民総動員体制の一部として機能し得たかどうかを検証している。ハンガリーにおける体育は、19世紀後半に市民的道徳を国民に教育することを目的として導入されたが、世紀転換期以降その目的は軍事訓練による兵士養成へと変貌していった。体育の軍事化は学校体育と学校外体育の双方で推進されたが、こうした戦争のための体育は、逆説的にも戦争によって困難に陥った。第一次世界大戦期の総力戦体制は、国民軍兵士養成のための体育の組織化・義務化に必要な人的資源と物的資源を社会から奪ってしまっていたのである。総力戦体制は、「身体の国民化」を前進させなかったばかりか、兵士養成にも困難をもたらした。

第5章「近代化のもとでの日常——19世紀後半イギリスの官僚生活史」(水田大紀)は、官僚たちの日常の「語り」を再現することを通じて、19世紀後半のイギリスの官僚制度とその改革を考察している。官僚制度に関する従来の研究では、法制度概念や政治的關係が重視されてきたが、それらに加え本章は、官僚たちの意識構造を明らかにする官僚日常生活史研究の重要性を説いている。イギリスの官僚制度は、19世紀後半に様々な調査委員会での検討を経て、ハイアラーキーが固定化された分業システムとして近代社会に適合的な形で編成された。官僚集団は女性も含まさまざまな出身母体から構成されていたが、時に過酷な労働環境は、官僚たちの趣味や余暇、そして協会組織での「団結」といった日常生活を形作った。

第6章「戦後日本の対東欧外交——1959年日本ハンガリー国交回復に至る交渉過程」(近藤正憲)は、他の東欧社会主義圏諸国に比べ日本との国交回復が遅れたハンガリーに着目しつつ、日本と東欧諸国との間の国交回復に向けた交渉過程を分析している。日本とハンガリーの国交回復が遅れた原因は、日本の対社会主義圏外交の中での優先順位の低さや、日ソ共同宣言調印直後に起きたハンガリー事件に求められ、国交回復の動機は経済的というよりは政治的なものであった。日本と東

欧諸国は、戦後に新体制の下で新しく生まれた国民国家だと言えるが、日本は東欧諸国との国交回復にあたり、アメリカに事前承諾を得ようとし、東欧諸国はスターリン死後初めての外交的取り組みとして、日本との国交回復交渉に着手した。日本と東欧諸国の交流の枠組みは戦後になって新たに形成されたのである。

第3部「結合とネットワーク」では、「人々の生活世界に接近したところで世界史を構想」するため、「連関・関係・接続を支えている全体や構造を見出し」、「結合やネットワークが形成されるさいの権力関係を明らかにする」ことが目指されている(21頁)。

第7章「葡萄酒の消費と商業圏の拡大——18世紀フランス・ブルターニュ地方と大西洋世界」(君塚弘恭)は、葡萄酒の交易・消費・流通に着目して、ブルターニュ地方とボルドーとの間に結ばれた商業ネットワークを、大西洋世界という世界的パースペクティブの中に位置づけている。18世紀の大西洋世界における葡萄酒の一時保管倉庫として、各地へその再輸出を行っていたブルターニュ地方は、それ自体葡萄酒の重要な消費地でもあったが、同地方内部における消費地域の分布は地理的・歴史的要因に規定されていた。またブルターニュ地方において、都市や地方権力は価格設定や酒税賦課によって流通回路を定着化させ、消費者間の格差を固定化した。生産地から消費地までの流通回路は、生産の状況、商人の戦略、船乗りのリズム、消費市場における状況等から影響を受けたが、商人たちは商業ネットワークを通じて日々変化する様々な情報を獲得することで、商業資本を拡大させたのである。

第8章「『佳人之奇遇』における国家観——留学生柴四朗の経験したアメリカとアイルランド系移民との接触」(崎山直樹)は、小説『佳人之奇遇』におけるアイルランド描写の分析を通じて、作者柴四朗の国家観を明らかにしている。『佳人之奇遇』においてアイルランドは、イングランドの支配と抑圧に苦しむ小国という共感の対象としても描かれていた。こうした描写は、柴がアメリカ留学中に影響を受けた2人のアイルランド系アメリカ

カ人経済学者から得た情報、及び保護貿易政策を中核とする彼らの国民主義的経済理論を基に構成されたものであった。柴の国家観は一方で、アイルランド系移民の経験を基に、帝国による植民地体制からの脱却と保護貿易政策導入による国民経済の形成・自立という経済思想を含みながらも、他方で、帝国に対抗するためにアメリカ合衆国をモデルとする小国連合体として日本を帝国化するという理想を掲げた、奇妙な混合物として形成されたのである。

第9章「闘う移民と支援ネットワークの形成——1926年のパセイイク・ストライキにおけるアメリカの東欧移民労働者」(山本明代)は、1926年に起こったパセイイク・ストライキにおける東欧移民労働者の闘いや、このストライキへの支援活動の展開を分析している。女性や子どもも含むパセイイクの東欧移民労働者たちは、劣悪な環境の中、低賃金労働を強いられた。そうした中で培われた多様な形の連帯は、1926年のストライキにおいても活かされた。そこでは、多様な人々をつなぐネットワークが形成され、新聞や映画を用い、女性と子どもに焦点をあてた広報活動によって、政治家や中産階級を含む広範な市民層に支援の輪が広がった。結果的にこのストライキは成功しなかったが、その過程で労働者たちを支えていたのは、故郷や故国との紐帯、人権意識の拡大、国境を越えて展開する労働運動・社会運動などの重層的でグローバルなネットワークであったのである。

以上の内容紹介からもわかるように、残念ながら本書は、全体としての一体性には欠けている。退職記念論集である本書に、内容的な統一性を求めるのは酷であるかもしれないが、南塚の研究との関連を示唆しているのは「総論」のみであり、特に、第2部に関しては、部としての一貫性にも疑問符が付けられる。ここからは、「総論」で示された本書全体の見取り図を念頭に置きながら、各部毎にコメントを付しつつ、論点を提示していく。その際、本書が捧げられるところの南塚が目指す《世界史》、すなわち、統一的視角から構成された日本史も含む世界史との関係が意識される

こととなる⁽¹⁾。

第1部は、社团的編成論に関する研究の最前線を垣間見させてくれている。フランス史研究者二宮宏之が社团的編成論を提唱して以来⁽²⁾、日本の西洋史学界では、国制やそこで作動する権力の問題を、社会的結合関係や社团的の観点から読み解く試みが数多くなされてきた。二宮の社团的編成論が、「フランス絶対王政の統治構造」というシステムをやや静態的に叙述したものであるとするならば、第1部に納められた各章は、中央と諸社团的の間の交渉の中で作動する権力のあり方をより動態的に描き出しており、そこに独自性が認められよう。社团的編成論はこれまで、当初二宮が対象として想定していた近世フランスのみならず、様々な時代・場所に應用されてきた。第1章は、トランシルヴァニアを社团的の社会と捉えることで、社团的編成論の射程を空間的に拡張しているが、フランスを扱う第2章及び第3章も含めた第1部は全体として、近世という時代が持つ独自性として社团的編成を理解している。それに対し、社团的編成論の射程を、空間的にのみならず時間的にも拡張した研究者としては、中澤達哉を挙げることができる。中澤は、近代におけるスロヴァキア国民形成理論の展開の中に、中世後期ハンガリー王国から続く伝統的な社团的性が重要な位置を占めていたことを明らかにしたのである⁽³⁾。中澤は近年、社团的編成論を踏まえつつ、古谷大輔らと共に礫岩国家論を提唱している。中澤らは、H・グスタフソンが提唱した礫岩国家という概念から着想を得て⁽⁴⁾、近代主義的な近世国家解釈の乗り越えと、多様な時代・場所を扱う研究との《世界史》的規模での対話を目指している。ここに至る研究史上の前段階には、社团的編成論の他に、H・G・ケーニヒスバーガーやJ・H・エリオットらが唱えた複合国家／複合君主制論もある⁽⁵⁾。しかし、このように多様な国制史研究の諸理論の適用範囲や、それら相互の共通点・相違点に関しては、未だに共通見解が得られていないのが現状であるように思われる⁽⁶⁾。今後はこうした点が明らかにされ、《世界史》的規模で国制史の比較研究がなされていく必要があるだろう。

「総論」によれば、第2部の特徴は、「国民化した続ける国家（ナショナルライジング・ステイト）」という動態（21頁）からの分析である。しかし実際のところ、「ナショナルライジング・ステイト」という概念が意識されているのは第4章のみである。残る第5章及び第6章においては、近代国家の動態的把握という分析の視角が採用されていないのみならず、そもそも「国民化」という言葉さえ見当たらない。それも故無きことではない。第5章が焦点を当てたのは国民の中でもごく一部に過ぎない官僚の日常生活であり、第6章は日本の外務省に残された史料を用いて古典的な外交史を論じているからである。総じて、第2部においては、「総論」で示唆されていたような問題意識は共有されていない。そもそも「総論」は、「ナショナルライジング・ステイト」に言及する際、社会学者R・ブルーベイカーの名前を引き合いに出すのみで、彼の議論の説明を一切省略している。管見の限り、ブルーベイカーは、第一次世界大戦後あるいは冷戦終結後の東欧諸国にこの概念を適用している。彼によれば、「ネーション・ステイト」ではあるが不完全にしか「ナショナル」でない、と国内の支配エリートによって認識される国家が「ナショナルライジング・ステイト」なのだという。ブルーベイカーは、単なる「ネーション・ステイト」と異なるのみならず、当該時期の東欧において実現が困難であった、「シビック・ステイト」や「バイナショナルあるいはマルチナショナル・ステイト」とも異なる国家形態を指すために、「ナショナルライジング・ステイト」の概念を用いたのである⁷⁾。ブルーベイカーのように、諸帝国が瓦解した戦間期、そして諸連邦が解体したポスト・ソヴィエト期の東欧で看取される特定の現象をこの概念で読み解くことは、少なくとも門外漢の筆者には説得的に思われる。第2部の中で唯一「ナショナルライジング・ステイト」を念頭に置いている第4章は、この概念の元来の定義に最も近い対象を扱っている。しかし、「総論」がブルーベイカーの概念をアプロプリエイトし、時代・場所を越えて《世界史》的規模でそれを拡張して適用しようとしたのだとすれば、それによって従来

の国民国家研究にどのような新しい視座が提供されるのであろうか。また、「総論」及び第4章において強調されている、国家が「国民化を貫徹することはできない」（21頁）という議論は、本来限定的意味で用いられていた「ナショナルライジング・ステイト」という概念を、「国民国家」という普通名詞一般の意味に置き換えずとも理解可能なものではなからうか。特殊な事例を説明するために編まれた概念を一般化するのであれば、筆者はそれによってもたらされる研究上の功罪を明らかにしておくべきであろう。今後更なる議論が積み重ねられることを期待したい。

連関・関係・接続を問う第3部は、《世界史》の中に研究対象を位置づけることに、本書の中で最も自覚的な3つの章を所収している。第7章はブルターニュ地方とボルドーの間の商業回路を大西洋世界の中で捉え、第9章はパセイク・ストライキにおける労働運動等のグローバルなネットワークの重要性を指摘している。第3部の中でも特に評者の目を引いたのは第8章である。第8章は、人の移動に伴う知の交流を《世界史》的視角から叙述し、作者である柴の留学と、『佳人之奇遇』の叙述内容という2つの次元におけるグローバルな関係性を描き出している。ここでは、近年注目を浴びている2つの研究手法が採用されていると言えよう。その第一はグローバル・ヒストリーである。グローバル・ヒストリーにおける思想交流の重要性は既に指摘されてはいるが、第8章でも述べられているように、全世界規模での思想の伝播と相互交流についての研究は依然として不十分なままである。第8章は、こうした先行研究の不備を補う、質の高い事例研究だと言えよう。第二に挙げられる研究手法はインテレクチュアル・ヒストリーである。日本の学界では近年、ヒロ・ヒライや小澤実がインテレクチュアル・ヒストリー研究を牽引している。彼ら曰く、インテレクチュアル・ヒストリーとは、特定のテキストの解釈に重点を置く思想史・哲学史と、テキストの成立背景にある歴史的コンテキストを扱う歴史学（文化史・社会史）の交差点にある研究手法である。ここでは、「有名無名の文学・芸術作品、さらには

過去の大小の出来事や事象」が研究対象とされ、「各作品や出来事の背景にある知的文脈の理解に大きな努力がはられる」⁽⁸⁾。第8章は、共に既存の学問的枠組みを超えたところに成立するこれら2つの研究手法を取り入れた、「グローバル・インテレクトチュアル・ヒストリー」研究の1つに数えられよう。こうした研究はまだ端緒にすぎたばかりではあるが、今後《世界史》研究の中で重要な位置を占めるであろうことは疑い得ない。

最後に、本書から導かれる今後の展望について述べることで本書評を終えたい。近代的な知の枠組みが動揺する現代において、西洋史学や世界史にも変革が求められて久しい。南塚は《世界史》研究・教育を推進することで、そうした時代的要請に応えようとしてきた。新しい《世界史》を構想していくには、本書が試みたように、「世界史から世界史へ」すなわち、「世界史の現実から出発し、一見個別研究に見える研究の中から再び世界史への接続を考える」(20頁)ことが、これからも必要であり続けるであろう。

註

- (1) 南塚信吾『世界史なんていらない?』岩波書店、2007年、40頁。
- (2) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」吉岡昭彦／成瀬治編『近代国家形成の諸問題』木鐸社、1979年。
- (3) 中澤達哉『近代スロヴァキア国民形成思想史研究 「歴史なき民」の近代国民法人説』刀水書房、2009年。
- (4) Gustafsson, H., 'The Conglomerate State: A Perspective on State Formation in Early Modern Europe', *Scandinavian Journal of History*, 23(3), 1998.
- (5) Elliott, J.H., 'A Europe of Composite Monarchies', *Past and Present*, 137, 1992; Koenigsberger, H.G., 'Composite States, Representative Institutions and the American Revolution', *Historical Research*, 62(148), 1989.
- (6) 中澤は、ここで挙げた各論者を比較検討することを通じて、こうした課題に取り組んでいる。中澤達哉「フォーラム ネイション・ナショナル

リズム研究の今後』『現代史研究』59、2013年、37-42、50-51頁。

(7) Brubaker, R., *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, Cambridge, 1996, pp.6f, 63, 79f, 103-106; idem, 'Nationalizing States Revisited: Projects and Processes of Nationalization in Post-Soviet States', *Ethnic and Racial Studies*, 34(11), 2011, pp.1785f, 1807-1809.

(8) ヒロ・ヒライ／小澤実編『知のミクロコスモス 中世・ルネサンスのインテレクトチュアル・ヒストリー』中央公論新社、2014年、2頁。

(安平弦司)

新刊紹介

飯坂晃治著

『ローマ帝国の統治構造

皇帝権力とイタリア都市』

北海道大学出版会、2014年3月刊、A5判、240頁、5000円+税、ISBN978-4-8329-6797-7

本書は、2002年から著者が作成してきた論文(1～4章)に、書き下ろしとなる5章と、序章および結語を加えて成立しており、帝政前期(元首政期)から帝政後期(帝政期)にかけての、帝国官僚と地方都市との関わりを理解する上で、重要な書物と言える。本書の中で筆者は、従来の研究において主流となっていた、比較的自由的な帝政前期と皇帝による干渉が強まった帝政後期という二項対立的な時代区分に異議を唱え、より流動的な変化の見取り図を描き出している。

序論では、まず地方都市、より厳密に言えば地方都市を運営していた都市参事会が、皇帝のローマ帝国支配に寄与していたことに言及している。そして、帝政後期以降ローマ帝国が「強制国家」に変貌したというテーゼに関する様々な先行研究を踏まえ、「強制国家」が形成されたとされる2～3世紀の都市自治研究が手薄であるとした上で、皇帝が派遣した帝国官僚は、必ずしも都市の自治能力を奪うものではなく、むしろ結果的には

都市の自治に貢献していたと証明することが課題とされている。その課題を達成するには、統治構造や政治的状况に関する地域的差異を検討する地域史の視点が有効であり、2～3世紀に発展した統治機構とイタリア都市との関係について再検討していくことを、本書の目的として定めている。

第1章「帝政前期イタリアにおける官僚機構の形成」では、アウグストゥス帝期以降のイタリア官僚機構について、エックの『帝政盛期におけるイタリアの国家機構』(W. Eck, *Die staatliche Organisation Italiens in der hohen Kaiserzeit*, München 1979)を足掛かりに検討している。2・3章の前置きとして、本章では、イタリア都市における官僚機構が担った機能、さらにはその官僚機構と都市自治との関わりについて考察している。具体的には、街道の維持・管理を担う街道監督官、公共輸送制度の円滑な運用を行う公共輸送長官、奴隷解放税・相続税を回収する請負業者およびプロクラトル、そしてアリメンタ制度(国費から設定された一定の基金の収益による、貧しい子どもたちの賦与制度)運用の任を負うアリメンタ長官が対象となっている。彼らの活動の実態としては、都市の公職者に実務の大半を依存していた。都市公職者の日常的な職務遂行を監督し、必要に応じて干渉を行い得たアリメンタ長官も、街道監督官が兼務し、その制度の実務のほとんどが都市側に委ねられていたとすれば、都市の自治に大きな影響を及ぼしたとは言えない。このように、都市運営に大きく関与せず、運営の詳細を知り得ない状況下では、都市の自治行政上の問題に官僚たちは対処できず、都市の運営における財政上・司法上の弱点を解決することができる体制は整っていなかったと結論付けている。このことは、2・3章において検討する、1世紀後半に導入された都市監督官と2世紀後半以降に派遣された地方裁判官が、都市運営の問題に対して果たした役割についての前提にもなっている。

第2章「都市監督官(*curator rei publicae*)とイタリア都市」で考察されるのは、都市監督官が財政を中心としたイタリアの都市自治に及ぼした影響である。1970年代まで主流となっていた「強

制国家」説に対して、プロソフオグラフィー的研究を根拠とした、都市監督官の影響はさほど大きくなかったとする説が現在では通説となっている。本章では、この通説を批判するM・サルトーリ説の再検討を通じて、都市監督官の都市パトロンの側面を明らかにすることが課題となっている。サルトーリは、都市監督官と都市パトロンとの緊密な結びつきを主張しているが、著者は、帝国レベルの官職である前者と都市レベルの制度である後者を結び付けるのは強引だとして退けている。著者によれば、都市監督官の任務は、確かに都市の自治に介入するものだった。ただし、任務の内容は公金の管理・運用や、都市所有地および公共建築物の管理などといったものであることから、その性格は財政面に限定されており、むしろ都市自治の強化・円滑化にもつながっていた。一方で都市監督官は、在任中、あるいは在任後に担当都市の都市パトロンの推薦され、都市財政に貢献していた。この都市パトロンの活動について、彼らが都市パトロンの選任された背景には、在任中、都市と一定以上の期間接触できたことが挙げられる。以上のことから、都市監督官派遣は、皇帝権力による都市自治への介入と同時に、結果的には都市財政に貢献する都市パトロンの派遣・紹介という側面もあったという結論が述べられている。

第3章「地方裁判官(*iuridicus*)とイタリア都市」では、2章と同じく1章で提示された前提を踏まえた上で、マルクス・アウレリウス帝以降イタリア各地に派遣された司法官僚である、地方裁判官とイタリア諸都市との関係について、彼らの司法以外の活動と、地方裁判官派遣の意義について検討している。地方裁判官の権限は、ハドリアヌス帝期に設置された、同じ司法官僚のコンスラレス(*consulares*)とは違い、非訟事件の裁判権(特別訴訟手続)のみであった。そのため、地方裁判官の権限は、設立当初は都市の裁判権に干渉するものではなかった。ただし、時代を追うごとに都市の裁判権を制限していった可能性はあると留保している。一方、地方裁判官の司法以外の活動は、必ずしも地方裁判官の権限に基づくものでは

なかったとしつつも、それにしては司法以外の活動を伝える史料が多いとして、地方裁判官の司法以外の活動を過大評価することはできないとするエックの主張に反対している。著者によれば、地方裁判官の任用上の特徴は、イタリア統治のノウハウを蓄積し、かつ担当地域を常に巡回し絶えず都市と近い距離にいたことである。そのため、地方裁判官は、自治行政上の問題処理の要請に適切かつ容易に応じることができる官僚であった。したがって、地方裁判官は、都市監督官と同様、むしろ1章で挙げた都市の運営における弱点を補強する一面もあったという結論を導き出している。

第4章「3世紀イタリアにおける州制度導入のプロセスについて」では、5章で州制度導入の歴史的意義を考察する準備段階として、そもそものイタリアに「州」という行政単位が導入された過程について検討している。従来研究の焦点は、イタリアの州制度導入が行われた時期にあり、導入のプロセスは着目されてこなかった。P・ポレーナはこれに対して次のように述べ、明確な州制度導入プロセスを示している。すなわち、カラカッラ帝～アウレリアヌス帝まで「全イタリア総督」という臨時職が導入、270年代後半から「イタリア総督」2名が任命され、それぞれポー川以北・以南のイタリアを統治した。そして、州制度導入はディオクレティアヌス帝の293年ごろであるとしている。また、公式の役職名と実際の担当地域との齟齬があったことも指摘している。著者は、このポレーナ説を再検討し、その結果、役職名と担当地域とのズレを支持しつつも、イタリア州制度導入は直線的に進行したわけではなく、ディオクレティアヌス帝以前にもイタリアには「州」が成立していた可能性がある⁽¹⁾と結論付けている。この結論は、5章で検討されるイタリア総督の派遣と「州」設置の関係と併せて、州制度にまつわる個々の政策には、イタリア都市自治の無力化という一貫した目標は存在しなかったという筆者の主張に、大きな説得力を与えている。

第5章「総督 (corrector) とイタリア都市」では、帝政前期から帝政後期の移行期間における統治構造変動の歴史的意義について、4章で取り上

げた事例を再び利用して考察している。従来説では、帝政前期には行財政両面で特権的待遇を受けていたイタリアが、3世紀の「属州化」で特権を喪失したという図式が成立していた。しかしこの説は、「属州化」について、元老院議員層による所領支配や帝政後期のイタリア州の呼称といった観点から、批判を受けている。それを踏まえたうえで著者は、従来の研究で注目されてこなかった皇帝権力と都市の関係から「属州化」の意義を問い直している。4章で取り上げた事例から、総督の派遣と「州」の設置には、それぞれ個別具体的な目的があり、中央集権化という一貫した目的があったわけではないということが推察される。さらに、総督は都市の財政面で結果的に大きく貢献していたことから、単なる皇帝の命令実行者ではなかった。したがって、この時期のイタリア国家機構形成・発展には、都市側のイニシアティブも大きく関与していた、と結論付けている。そして結語において、従来の「強制国家」論の見解は支持できず、ローマ帝国の発展に「元首政」「専制君主制」といった二項対立的時代区分は、もはや適用しえないと締めくくっている。

最後に、筆者の私見ではあるが、本書と近年の研究との共通点を指摘しておきたい。新保良明氏は、水道長官及び消防長官は、アウグストゥス帝が元老院を抑制・監視するために設置したのではなく、たび重なる飢饉や大火に対応するため、様々な政策をとった結果、あくまで最終的に成立した役職でしかない、と主張している⁽¹⁾。特定官職の設置が、首尾一貫した目的によるものではなく、内政面におけるアドホックな政策の結果であるという見解は、新保氏と共通したものであり、最近の研究において1つの趨勢になっているのかもしれない。

註

(1) 新保良明「古代ローマ帝政前期における帝国官僚と都市に関する研究」博士学位論文(東北大学)、2008年

(伊藤崇博)

大阪大学歴史教育研究会編 『市民のための世界史』

大阪大学出版会、2014年4月刊、A5判、312頁、
1900円+税、ISBN978-4-87259-469-0

「歴史というのはすでにわかっている過去のことを、暗記するだけの、現在や未来とは関係のない科目だろうか？」という問いかけから始まる本書は、大阪大学の教養課程の授業「市民のための世界史」の教科書として執筆された。桃木至朗氏をはじめとする執筆者たちは2005年に設立された「大阪大学歴史教育研究会」に関わってきたメンバーであり、この研究会では大学教員と高校教員、院生も参加して、いろいろな地域・テーマの先端研究をふまえた解説などが行われてきた。しかし、議論の蓄積のなかで、あるべき歴史教育は高校など中等教育の枠内だけでは時間の制約等で十分におこなうことができず、不足する部分は大学の教養課程や「生涯教育」で補う必要があるという課題が浮上した。そうした取り組みの成果が上記の授業や本書に表れている。

本書は序章と終章を含む15章から構成され、まず序章で本書についての説明がなされる。主な想定読者は大学の新生で、本書のタイトルは「未来の市民たち」に必要な知識や考え方を伝える教科書を意味する」という。なかでも、高校時代に世界史を系統的に学んでこなかった学生を重視している。というのも、「世界史Aという名前で世界史Bの半分だけを暗記させられ、入試でも選択しない科目なので自分もきちんと整理しなかったため、高校卒業後には何も残っていない」学生たちがきわめて多くいるのだという。これは高校現場の大きな問題点であり、高校教員である筆者自身も耳が痛い限りである。こうした学生たちに対して、高校での学習の程度を問わずに、「将来の社会生活において必要だと著者たちが考える、最低限の知識と考え方を提示することを最も基本的な目的としている」とある。

上記の目的のために、内容面では次の特徴が挙げられている。「(1) 高校世界史Bよりはるかに

簡略な叙述しかできないが、高校世界史Aほど近現代に集中することはせず、いわゆる古代史・中世史にも一定の比重を置く」、「(2) 全体の主要地域に一応目配りするが、アジア、特に東アジアに重点を置き、簡単ではあれ日本史を完全に組み込んだ叙述を主眼とする」という二点である。二点目は、以前の高校歴史教育が「世界史では日本のことは教えない、日本史では日本のことしか教えない」という欠陥を抱えていたことへの対応であろう。以上の二点に加えて、本書はあくまでも大学レベルの内容をめざしている。「暗記事項の羅列」は一切せず、「受験のため」の古い説明も温存しない。時代ごとの世界史の構図や因果関係、学界や世界の動き、大づかみな理解に関する問いかけを重視する。さらに、本書は一部に高校生のレベルを超えた難解な説明も含むが、「土台になる事実のレベルでは、高校でも教えられるもの、と著者たちは考えている」。高校教員は本書を読んで自身の知識を整理し、そのうえでどう歴史を教えるのか。ある意味で本書は「高校教員への挑戦状でもある」のだ。

各章の冒頭には「章のあらすじ」と「読者への問い」が用意されており、本文のあいだには図版や史料、コラム、「課題」が配置され、各章の最後には「まとめの課題」が用意されている。まず序章では、本書の対象と目的の次に「歴史学を学ぶ6つの意義と効用」が述べられる。歴史から日本の社会と将来を考える、教訓を学ぶ、長期的で広い視野の獲得、異文化理解の訓練、情報リテラシーの獲得、そして、良質な娯楽としての歴史の六点である。さらに、現代の日本社会において世界の動きや「在日外国人」の役割が無視できない以上、日本史だけ学んで済ませるわけにはいかない、と世界史を学ぶ必要性が指摘される。序章の後半では歴史用語の説明と、便宜的な地域区分が示される。

次に、第1章から第3章にかけては、古代から13世紀までが扱われる。古代文明の発生から国家が形成され、やがて古代帝国が出現したが、3世紀に騎馬遊牧民の大移動が始まると古代帝国は衰退、新秩序の形成がはかられた。7・8世紀ご

ろの唐帝国とイスラーム帝国の並立期には陸海のネットワークが拡大し、朝鮮半島や日本で国家形成が進んだ。9世紀に両帝国が衰退すると周辺地域の自立が進み、日本では「国風文化」や「日本的伝統」が形成されていった。13世紀にモンゴル帝国が登場するとユーラシアに巨大な交流圏が生まれ、世界史の画期が訪れる。「14世紀の危機」で帝国は衰退したが、モンゴルの遺産はその後の世界に大きな影響を残したとされる。これらの記述のなかで、古代から活発におこなわれていた諸地域間の交流と、騎馬遊牧民に関する記述が充実している。

第4章から第7章にかけては、モンゴル期以降、19世紀初頭までの近世が扱われる。ユーラシアでは14世紀の危機を克服して広域支配をおこなう帝国が成立し、ヨーロッパでも新たな国家・社会が模索された。16世紀前後にはヨーロッパ人のアメリカ大陸やアジア進出が見られ、近代世界システムが動き始める。ただし、この時点ではヨーロッパはアジアの貿易ネットワークに後から参入したにすぎず、ネットワーク全体を支配下に入れるような力は到底持っていなかった。17世紀の気候の寒冷化で貿易ブームが収束すると、東アジアでは対外関係を国家が統制する傾向が強まった。日本の鎖国もこうした流れの中に位置づけられる。同じ頃、ヨーロッパでは英仏が競って重商主義政策をかかげ植民地帝国の形成に乗り出しており、覇権争いの過程で「産業革命」や「国民国家」の原理が確立した。政治・経済両面での変革により西ヨーロッパ諸国はアジアを凌駕し爆発的な経済成長を可能とする「ヨーロッパの奇跡」を達成したことが示される。

第8章および第9章ではイギリス帝国の覇権時代が扱われる。「パクス・ブリタニカ」を実現したイギリスは他国にも自由貿易を強要した。また、ヨーロッパでは近代化のなかで大衆社会と、近代的な「知の体系」が形成され、現代に至るまで大きな影響力を持っている。いっぽうアジア諸国は、イギリスを筆頭に「自由貿易」を迫るヨーロッパ勢の「ウエスタン・インパクト」に対抗できず、植民地支配下に置かれた。改革と近代化の努力は

日本以外では成功せず、アジアはヨーロッパを中心とする経済分業システムに組み込まれていったことが示される。

第10章から第13章は、帝国主義時代から現代までが扱われる。帝国主義の衝突として起こった第一次世界大戦は、ロシア革命やアメリカの台頭など社会のあり方を大きく変え、民族自決の主張のもとアジア各地でもナショナリズムが高まった。戦後は国際平和がめざされたが、世界恐慌が起これどドイツや日本が全体主義をかかげ、第二次世界大戦となった。日本もアメリカ、中国、アジア各国を相手に戦ったが大戦は連合国側の勝利でおわり、戦後は東西冷戦と植民地独立という二つの動きが世界の構図を決めることとなった。東西冷戦はソ連の崩壊とともに幕を閉じ、アメリカ発の新自由主義とグローバリズムが世界に広がった。同時に、「東アジアの奇跡」など新しい経済成長と民主化の流れ、イスラームの新しい社会をめざす模索などが、世界の構図を大きく変えた。現代社会は様々な課題に直面しているが、「フクシマ」原発事故以降には、新しい発想や社会のしくみをめぐる試行錯誤が始まっていると結ばれる。

さらに、歴史学に興味を持った読者のために、終章では、歴史学という学問について改めて説明がなされている。

以上が本書の概略である。ここからは、高校教員という立場から、筆者の個人的な見解を四点ほど述べたい。第一に、世界史をもう一度読み直す本は多く出版されているが、学界における最新の動向や研究成果を紹介しているものはほとんどないように思う。その意味で本書は貴重である。一例として、コラムではさまざまな論争が扱われており、グローバル化の起源や、自由貿易帝国主義をめぐる論争が紹介されている。こうした論争を学ぶことは、大学の新生にとってたいへん有益である。というのも、彼ら彼女らの多くは、おそらく小学生の時分から教科書に載っていることは「確定した事実」だと思っているからである。筆者も大学生の頃、他分野を学ぶ友人に「歴史を勉強している」と言ったところ「歴史上の事実はもう確定しているのに、研究して何になるのか」と

言われた経験がある。論争をとりあげることで、歴史に限らず、我々が事実だと思っていることはすべて「妥当な線」で落ち着いた仮説なのだを知るきっかけになる。それは分野を問わず、学問をしようとする者にとって重要なことであろう。

第二に、本書はさまざまな問いかげや記述によって、現代社会に潜むヨーロッパ中心主義の存在を読者に気づかせようとしている。「課題」のひとつに「歴史学や世界史以外の学問、それに中学・高校の授業科目にはどんな点に「ヨーロッパ中心主義」が現れているか」というものがあるが、中学・高校の授業科目、大学の学問分野の多くも19世紀ヨーロッパで成立し、その価値観を内包したものである。大学の新生が、これから自分が学ぶ学問がどのような社会背景から生まれたかを考え、暗黙のうちに「正しい」とされている西洋的価値観に気がつくことは今後の学習、研究において大変意義のあることではなかろうか。高校教員の立場からも、西洋的な価値観が唯一「正しい」ことだと生徒に思わせる授業になっていないか顧みなければならぬと考えさせられた。

第三に、随所に配置されている「課題」がよく配慮されている。「解答」がないことに賛否両論があるかもしれないが、多くの問いかげや課題は本書を学んで完結するものではなく、学んだ上で自ら考えることが求められている。例えば、「モンゴル帝国と現代アメリカ合衆国の共通点について」整理せよ、といった具合である。本書が教科書であることから、「解答」がないことは適切であると思われる。また、そもそも世の中には「決まった答え」が存在する事柄のほうがめずらしい。「答え」があれば、学生はそれが「正解」なのだと思いますそこで思考を停止してしまうのではないだろうか。

第四に、本文やコラム、「課題」など随所で、ある社会と他の社会の共通点と差異を考えさせる記述があり、ある社会の像を具体的に描くよう促している。そもそも高校で勉強する教科は、歴史以外でもある程度の暗記が必要であるのに、歴史ばかりが暗記科目であるように言われるのは、こうした像を結ぶ大づかみの理解がなされていない

からであろう。筆者自身の授業も、ともすると細かな事項の説明に終始しがちであり、今後の授業について改めて考えさせられた。

本書は、大学の新生はもちろん、生涯教育の一環として世界史を学ぼうとする市民、教員志望や研究者志望の学生、現役の中高教員にとって大変役に立つだろう。また、大学入試の論述試験対策にも有用であろう。高校の世界史Bに慣れた読者は「あの用語は取り上げる必要がある」、「この事項の記述が少なすぎる」と感じる点が多くあるだろうが、本書はあくまで大学の教科書である。また、表紙の英文表題(A World History for Citizens)が表すように、本書は絶対的に正しいあるべき歴史ではなく、複数あるべき「世界史」のなかの一つの試みを示しているにすぎない。これをきっかけに、さまざまな「世界史」が描かれることを期待したい。こうした阪大の取り組みに敬意を表しつつ、本書を読んだ上で歴史をどう教えるか。「高校教員への挑戦状」を真摯に受け止めたい。

(土井啓瑛)

柄木田康之・須藤健一編

『オセアニアと公共圏』

フィールドワークからみた重層性』

昭和堂、2012年12月刊、A5判、320頁、
4000円+税、ISBN978-4-8122-1250-9

本誌は西洋史を中心とする学術雑誌である。それにもかかわらず、オセアニアの島々を対象とし、文化人類学者らによって書かれた本書を本誌で紹介しようと考えたのには二つの理由がある。

2011年、太平洋の海底でレアアースの巨大鉱床が発見された。また、近年の中国による海洋進出問題は、尖閣諸島や東シナ海にとどまらず、その先にある太平洋までも視野に入れて考えなくてはならない事態となっている。太平洋の西側に位置する日本にとって、オセアニアは今後無視することの出来ない地域となろう。しかし、日本のオセアニア学においては次のような指摘がされて

いる。「日本のオセアニア学には手薄感の否めない分野が存在する。それは、オセアニア近現代史、国際関係論、経済学である。」この状況は近年多少改善されつつあるものの、特にオセアニア近現代史の分野ではこの問題が十分に解決されたとは言いがたい。日本の歴史学はオセアニアに対して無関心のままでよいのであろうかという問題について、歴史学分野の人々に本書を手にすることで少しでも考えてもらいたい、というのが取り上げることにした一つの理由である。

もう一つの理由は、本書がサバルタンの存在を扱う上で、歴史学においても無視できないものであるからである。西洋史の対象とするフィールドは、多岐にわたるようになり、第三諸国と呼ばれる国々までがその対象となってきた。また、女性の社会進出や待機児童の問題などへの関心が高まったことも手伝い、歴史上のこのような存在への注目もなされるようになってきた。第三諸国の先住民、女性、子供、奴隷など、ヘゲモニーを握る権力構造から、社会的、政治的、地理的に疎外された人々、すなわちサバルタンと呼ばれる人々への注目は、現在の歴史学において一つの地位を確立していると言える。オセアニアの先住民とヨーロッパ人の接触が本格化するのは18世紀末のことであった。そのため、オセアニアの先住民社会では、伝統的な制度や習慣が長らく社会で採用されており、その一部は現在も若干の変更を伴いながらも、社会を維持する重要な基盤となっている。こうした先住民社会の制度、すなわちサバルタンの制度にはヨーロッパやアメリカなどの白人による制度とは違った特徴を有することがある。歴史学分野でサバルタンを扱う場合も、その制度や習慣の違いは十分に注意を払われなくてはならないし、そういったものをどのように扱うのかということは考察されなくてはならない問題である。

本書は、オセアニアの公共圏の特徴を明らかにすることを試みたものであり、その特徴を中間カテゴリーの重層性と結論付けたものである。この中間カテゴリーとは、NGO、NPO等の市民組織に加え、伝統的地域社会、民族集団、教会組織等

に基盤をもつ、国家と国民もしくは国民が形成する共同体を結びつける集団のことである。公共圏という議論に大きな影響を与えたのは、ユルゲン・ハーバーマスである（J・ハーバーマス『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』第2版、細谷貞夫・山田正行訳、未来社、1994年）。初期のハーバーマスは、公共圏を「国家に対抗する市民の開かれた討議の場」とした。しかし、この概念は過度に規範化されておりサバルタンの対抗的公共圏を排除、隠蔽する可能性がある」と批判された。そこで、中間カテゴリーの重層性に焦点をあて研究することにより、サバルタンの公共圏としてのオセアニアの公共圏を明示しようと本書の著者たちは試みたのである。

本書の構成は以下の通りである。

はじめに——オセアニア島嶼国の動き

序章 規範的公共性を越えて

[第I部] 公共圏の重層性

第1章 ヤップ州離島の公共圏の重層性——公務員アソシエーションと交易ネットワーク

第2章 国家からの離脱と「市民社会」——ソロモン諸島における開発的公共圏の伸縮

第3章 民族化する国家体制と離脱する人々——フィジーのラミ運動からみる公共圏形成

第4章 植民地期サモアにおける公衆衛生と公共圏——第2次マウ運動の展開を中心として

第5章 サモア社会に公共空間は存在するか？

第6章 譲渡できないものを贈与する——ヴァヌアツ・アネイチュム島における名前の贈与と公共圏

第7章 パプアニューギニア都市における「公共空間」の可能性——ポートモレスビーのセトルメント住民の日常生活実践から

[第II部] トランスナショナルな公共圏

第8章 ディアスポラの公共圏の生成——バナバ人ナショナリズムを超えて

第9章 移民にとっての公共圏はどのようにトランスナショナルなのか？——パプアニューギニア華人社会における多言語状況

第10章 脱植民地期マイクロネシアにおける公共

	圏・公共的空間の問題系——「マイクロネシア・沖縄問題」の設定にむけて
[第Ⅲ部]	多配列な公共圏と単配列な公共圏
第 11 章	オセアニアにおける公共圏、親密圏の出現
第 12 章	グローバル化する「公共宗教」の行方——ソロモン諸島における教会活動とガバナンス構築
第 13 章	太平洋諸島フォーラムと市民社会——オセアニアにおける「地域的公共圏」をめぐる一考察

全 13 章構成ということもあり、それぞれの章に十分な説明を付するのは困難だが、部ごとに要点をまとめていきたい。

第Ⅰ部では、領域内の比較的閉ざされた集団とオセアニア国家を結びつける公共圏の構造を明らかにしている。オセアニアの島嶼国家は、土地も狭く、様々な技術も未発達であるため、農作物や工業製品などを輸入に依存している。また、島嶼地域で豊富なココナツオイルやパームから資金を得るためには、海外への輸出が欠かせない。経済的に貧困であるオセアニア島嶼国家にとって、オーストラリアやニュージーランド、日本などから得られる援助は、国家の運営に不可欠なものである。そうした、広いネットワークを持つ国家と比較的閉ざされた集団を結びつける公共圏として、ヤップ州の離島出身者によるアソシエーション、ソロモン諸島の州を単位とする分離運動、フィジーのラム運動参加者、サモアの公衆衛生政策とそれに対応する民間団体、パプアニューギニアの都市移民などに焦点をあてている。この部で興味深いのは、すべての研究で領域内集団と国家を結びつける存在に注目したにもかかわらず、第 5 章のサモアの伝統的村落及び第 6 章のバヌアツ共和国のアネイチュム島を対象とした研究では、公共圏を見出すことに否定的である点である。

第Ⅱ部では、島嶼国家の集団と領域外で活動する移民が構成する集団との関係によって成り立つ公共圏の存在を示している。ここで参考までに、筆者が専門とするサモアの事例を紹介する。サモアでは、他のオセアニア諸島に比べ伝統的制度が

比較的維持されているものの、貨幣経済の浸透には逆らえず、生活に貨幣は必要なものとなった。それゆえ貨幣の獲得のため、家族の誰かがニュージーランドやオーストラリアに出稼ぎに行くことは珍しくない。また、高等教育の設備も十分ではないため、大学進学のために外国に出発することもある。サモアだけでなく、多くのオセアニア島嶼国家で人々は何らかの形で近隣国家に進出していき、時にはその移民が集団を形成する。ここでは、キリバス共和国とフィジー共和国を股にかけるバナバ人、パプアニューギニアとオーストラリアを行き来する華人、脱植民地期におけるグアム、ハワイ、米国本土へのパラオからの移民を検討している。

初期のハーバーマスによる公共圏の定義は先に示した通りであるが、後に彼は国家的関係、経済的關係と区別される自由な結合関係、アソシエーションとしての公共圏の概念も設定した。初期の定義による公共圏を多配列な公共圏、後の定義による公共圏を単配列な公共圏として、その対比を試みたのが第Ⅲ部である。第 11 章で多配列な公共圏と単配列な公共圏を整理し、そして以降の章でソロモン共和国内における民族紛争期及び平和構築期の教会の役割と、太平洋諸島フォーラムとそれに関与する NGO に注目し、論を進めている。

本書は優れた点を多く含む書物であるが、紙幅の都合で紹介しきれないため、二点に絞って特に優れた点を述べたい。第一は、フィールドの豊富さである。文化人類学はフィールドワークを基本とする学問である。その事例はいつまでも残り続け、後世においても検討の材料として使用することができる。また、様々なフィールドを考察することにより、「オセアニアの公共圏の特徴は中間カテゴリーの重層性である」という結論が、特定地域にみられる特殊事例ではないことを明確にしている。

もう一つは、島嶼の小規模社会をより大きな社会との関係からとらえていることである。マーカスとフィッシャーは、小規模共同体と大規模共同体の関係を明らかにする必要性を提起した(ジョージ・E・マーカス/マイケル・M・J・フィッ

シャー『文化批判としての人類学——人間科学における実験的試み』永瀬康之訳、紀伊國屋書店、1989年)。オセアニア島嶼国の小規模社会に注目した場合、その社会に興味を持つ人々は限られてしまうであろう。しかし、大きな社会との関係からとらえることにより、さらに多くの人々が興味を持つことを本書は可能としている。小規模社会がグローバル化の波に洗われる中で、いかなる位置を占めてきたかを明らかにする視点ともいえよう。

筆者の個人的な経験であるが、「太平洋諸島史が専門です。」と言うと、「青い海、青い空、現地調査が楽しそうですね。」と言われる。日本人は青い海と空の傍で展開されている数多くの紛争を知らなすぎる、と感じる。本書を手にするにより、多くの人々にオセアニアに少しでも興味を持っていただけることを願うばかりである。

(矢野涼子)

北原靖明著 『東西回廊の旅』

叢文社、2014年9月刊、四六判、483頁、
1800円＋税、ISBN978-4-7947-0729-1

本書は、著者の2003年から13年の10年間の「最も楽しく充実した時空」であった「諸国遍歴」を記したものだという。まことに羨ましい限りの著作である。ページのそこかしこには著者自身による写真とともに、これも著者自身の作品である水彩画がちりばめられていて、著者のたどった東西回廊の旅が、いかにゆったりと豊かなものであったかが想像できるからである。行く先々で遭遇する、そこで働き生きる人々を見るまなざしの温かさ、奥深い歴史理解に基づいた筆致があいまって、まるで共に旅している境地に、読者を引き込んでゆく。

本書の言う東西回廊とは、「ユーラシア大陸の中央部、アジアとヨーロッパが交錯する地域全体を指」す。まさにこの東西回廊を通じて、人間の歴史の始まりから現代に至るまでヨーロッパとア

ジアの人々・もの・文化が「移動交雑」してきた。歴史の研究者である著者は、この東西の交流とその関係の歴史を自身の目で確かめる旅に出たのである。

著者の訪れた国・地域は（章立てに従って述べれば）、中央アジアの五つの国（カザフスタン、キルギス、トルケスタン、ウズベキスタン、トルクメニスタン）から、イラン、レバノン、シリア、ヨルダン、イスラエル、チベット、アゼルバイジャン、グルジア、アルメニア、スロヴェニア、クロアチア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、アルバニア、マケドニア、コソヴォ、トルコ、そして、ウクライナ、ベラルーシ、モルドヴァにまで及ぶ。著者が本書最終の訪問地ウクライナを訪れたのは2013年3月である。ここは、まさに1年後の今日、東西の国際関係の中心の問題となっている。ウクライナ問題が歴史的な根の深さを孕んでいることを思い知らされる。「東西回廊」は、今もなお東西の交差点であり、それゆえに世界を揺るがす紛争の舞台である。しかしながら、著者一行は、いかにものどかな旅を楽しんでいる様子に見える。不思議な時の魔術なのだろうか。

著者はそれぞれの国の都市や農村地帯をめぐる、その景観、建物を丹念に見て回るのみならず、街角の人びと、商店主からゆきずりの母親、老人に至るまで、丹念に描写し、彼ら彼女らの生活史にも思いを馳せている。「ツアーに便乗して」の旅行だというのが、旅の目的意識をはっきりと持つての「ツアー」旅行ならば、これだけの内容のある旅行ができるのだと感心させられた。旅人としての著者の目は、今日の東西回廊の町並み、風景、そこに生きる人間を見ているのだが、この本を読む者は、かの地の歴史、来し方を知らされることによって、その景観や人間の命のつながりを感じ取ることができるのである。人間の営みの歴史(文化史)とも言えるだろう。

筆者が最も関心をもって読んだのは、「第八章バルカン六カ国の旅」だった。第一次世界大戦勃発の地であり、1990年代のボスニア・ヘルツェゴビナ紛争も記憶に新しい。当時アメリカを旅行していた筆者は、ニューヨークの街角でアメリカ

軍による空爆支持のデモを見かけた。「民族浄化」や「大量虐殺」などという近代民主主義の国家で起こりえないはずのことが、宗教や民族を軸にした対立の中で起こってしまっていた。筆者は、アメリカが乗り出し紛争に介入したことに対し、胸騒ぎを覚えたが、アメリカの人びとは長い隊列を組んで、アメリカ軍が遠い異国の人々の上に爆弾を落とすことを支持していた。その地域が2012年にはどのようになっていたのだろう。そんな疑問を持ちながら読んだ。著者はこの地の持つ歴史の重みを感じつつも、そこで生きざるを得なかった人々の暮らしに目を向けている。但し、著者一行のこの地の旅そのものは、まことにのどか、20世紀の悲劇の現場を旅しているとは言い難かったようにも見える。なぜだろうか。それは、この旅行記には、旅の道連れである日本人の振る舞いや会話が、要所に織り込まれているからではないかと考える。

このことも、本書を興味深く読み進むことができる一つのポイントである。著者による「東西回廊」を旅する「日本人」旅行者の観察や彼ら・彼女らとの会話は、絶妙である。東と西の対立や紛争(和解?)の現場となった地域を歩きながらも、日本人は日本人。交わされる何気ない会話から一人一人がそれぞれの生活を引きずって旅行していることが判る。しかも「東西回廊」を旅行地を選んだこの人達は、いかにも旅行「通」であり、世界各国を旅している、著者に負けず劣らずの博識を備えた人たち。著者は彼らとの出会いと会話を楽しみながら、同時に自分だけの思索や観察の余裕を確保し、「ツアー」を最大限に活用している。同伴の人々に見事な脇役を務めさせているのも本書の面白みと言えよう。

さらに、著者はインド史(キプリング研究)が専門であり、また、2012年にはカリブ海、トリニダード・トバゴの歴史研究の成果を出版した。ここに一部を紹介しておく。

『インドから見た大英帝国——キプリングを手がかりに』(昭和堂、2004年)

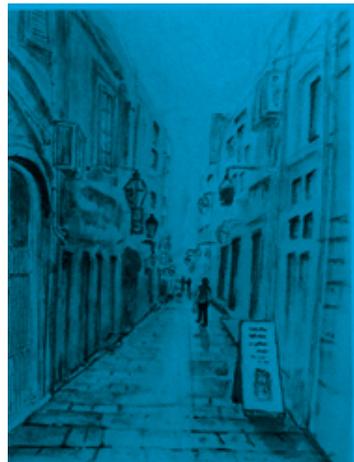
『カリブ海に浮かぶ島トリニダード・トバゴ——歴史・社会・文化の考察』(大阪大学出版会、

2012年)

これらの業績からもわかるように、著者の歴史家として世界を見る眼差しは、世界の「中核」と呼ばれる地域より、むしろ「周辺」ないしは「辺境」にその焦点を定めている。著者は、「日本のマスコミやその影響を受ける世論は」、世界史を動かしているのは欧米諸国であるという「西欧的視点や価値観に偏向し易い」として、自分の目で「事象を複眼的に観察しようと試みてきた」と述べている。この姿勢が、インド、中米と今回の「東西回廊」へと著者の足を向けさせた。次は、世界のどこで著者に会えるのだろうか、楽しみにしたい。

最後に、著者による水彩画に触れておく。著者は、水彩画を始めたのは約7年前と書いているが、なかなかのものだ。その色彩の清新さ、若々しさは、著者の精神の若々しさの表明でもあろう。聞けばマラソン・登山などで体も鍛えておられるとのこと。心身の健全さが、著者の好奇心と行動力を支え、その絵に、そして文章にあふれ出しているのである。本書掲載の絵の中から、筆者の気に入った絵をここに一つだけ選ばせてもらった。カラー印刷でないのが残念だが。

(安井倫子)



ドブロヴニクの路地裏(北原靖明画)